

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

10. 会議の経過

令和7年6月13日（金）午前10時02分開議

○委員長（木村得道君） ただいまから総務企画常任委員会を開会いたします。

初めに、椎名幸雄委員から本日の委員会に遅れる旨の届出がありましたので、御報告いたします。

本日は、今定例会において付託されました議案4件、請願1件について審査いたします。

これより請願について審査いたします。

請願第10号、日本政府に核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書の提出を求める請願について。

本件につきましては、請願者から意見陳述したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。請願第10号を審査するに当たり、加藤年史さんを参考人として出席を求め、意見を聞きたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） 御異議ないものと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

（参考人着席）

○委員長（木村得道君） 加藤さんに申し上げます。意見陳述の時間は5分間となっております。

それでは加藤さん、意見陳述をお願いいたします。

○参考人（加藤年史君） 私は、我孫子平和行進実行委員会の事務局長をしています加藤年史といえます。今日はよろしくお願いします。

では早速意見陳述をさせていただきます。

2017年7月7日、国連で核兵器禁止条約が国連加盟国の3分の2に当たる139か国が賛成して可決されました。現在93か国署名して、70か国が批准しています。しかし、現在地球上には1万2,000発の核兵器が貯蔵されています。

今、日本政府に求められているのは、第9回NPT再検討会議において、「いかなる状況下でも核兵器が決して二度と使われないようにすることが人類の生存のためになる」として、159か国の共同声明に日本政府も名を連ねました。共同声明が、核兵器が使用されないことを保証する上で唯一の道は、その全面廃絶と訴えていることの意味は非常に大きいです。自ら賛同した共同声明の内容を実現するために尽力するのは、被爆国としての当然の責務であると考えます。

また、国際紛争の解決手段としての武力行使と威嚇を日本国憲法で放棄している日本が、核兵器全面禁止のための行動をすることは、朝鮮半島の非核化と日本と東アジアの平和と安全を促進すると同時に、核兵器禁止条約に署名・批准することは、核保有国への核の廃絶を促す上で大きな影響を与えるため、極めて重要であると考えます。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

被爆の悲惨さについて、被爆者サーロー節子さんは、13歳のときに広島で被爆され、4歳のおいがやけど、黒い肉塊となり、小さな声で「お水をちょうだい」と言い続け、苦しみながら亡くなったことを忘れないと言っています。

また、日本被団協の木戸事務局長さんは、原爆が投下された日を思い出し、まちが真っ黒になり死体のごろごろあったことがよみがえったと言っています。

このような原爆の悲惨さについて、2024年、ノーベル平和賞を受賞した日本被団協の方々が、国内ばかりでなく国外にも出かけ講演して回り、被爆の悲惨さと核兵器廃絶を訴えたことにより、世界にその声が広まっていきました。

このことを受け、広島14万人、長崎7万人で被爆を受けて亡くなられた人々や、今なお被爆によって受けた病気を抱えながら生活している方々の心情に報いるためにも、日本政府は一刻も早く核兵器禁止条約に署名・批准することを望むものであります。

以上です。よろしくお願いします。

○委員長（木村得道君） 以上で参考人の意見陳述は終わりました。

参考人に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

参考人に対する質疑を打ち切ります。

請願第10号、日本政府に核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書の提出を求める請願について、紹介議員の説明を求めます。

○紹介議員（船橋優君） おはようございます。紹介議員の船橋です。よろしくお願いします。

今も世界中で戦火が絶えません。核兵器禁止条約が、核兵器のない世界に向けた希望の光として確かな進展を見せています。国民の7割が禁止条約参加を望んでいるのに、なぜ日本政府は禁止条約に入らないのでしょうか。現在ある核兵器の威力は、広島型原爆の約1,000倍の破壊力だと言われています。人間の手で制御できない核兵器は、地球上にあってはならないものです。

私は被爆地長崎の出身です。毎年8月9日11時2分、サイレンの音が今も耳に残っています。また、広島、長崎と、毎年原水爆禁止世界大会に足を運んでいます。地元の人たちは本当に怒っています。被爆80年の今、被爆国の市民社会の役割はいよいよ重要となっています。

以上、委員の皆様、請願、よろしくお願いします。

○委員長（木村得道君） 以上で紹介議員の説明は終わりました。

紹介議員に対する質疑があれば許します。

○委員（深井優也君） 御説明ありがとうございました。

核兵器禁止条約への署名・批准を求める請願については、過去何度も市議会にて議論されており

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ます。我孫子市では、核兵器廃絶を求めて昭和60年12月に平和都市を宣言していて、私自身も核兵器がなくなることは理想であると思っております。

しかし、過去の議論を拝見したところ、核兵器以外の新兵器技術に関してはそれほど議論されていないのかなというふうに感じております。例えばサイバー兵器や生物兵器、極超音速ミサイルなどの新兵器は、核兵器と組み合わせることで壊滅的な被害をもたらすと思われます。核軍縮と新兵器の規制は並行的な進行が必要と考えますけれども、そのあたりのことはいかがでしょうか。

○紹介議員（船橋優君） ありがとうございます。

私は、今、委員のほうから話がありましたいろんな兵器があるのは存じていますけど、やはりこの戦争は、原爆も戦争もいろんな兵器も私は一つで考えて、一応原爆のことが主になっていますけど、一つだと感じています。

○委員（深井優也君） ありがとうございます。

新兵器のことも把握されているということでよく分かりました。極超音速兵器は、単独でも狙われた場所によっては、核兵器以上の壊滅的な被害を受ける可能性もありますので、片手落ちにならないように引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（木村得道君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

紹介議員に対する質疑を打ち切ります。

請願第10号、日本政府に核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書の提出を求める請願について、発言があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

請願第10号に対する発言を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時12分開議

○委員長（木村得道君） 再開いたします。

請願に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

これより採決いたします。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

請願第10号、日本政府に核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書の提出を求める請願について、願意妥当と認め、採択するに賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（木村得道君） 起立全員と認めます。

よって請願第10号は採択すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前10時17分開議

○委員長（木村得道君） 再開いたします。

これより議案について審査いたします。

議案第1号、我孫子市税条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○課税課長（飯塚直則君） それでは、議案第1号、我孫子市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

議案書の1ページを御覧ください。

初めに提案理由ですが、地方税法等の一部改正に伴い、公示送達をインターネットを使用する方法等により行うこととすること、新たに創設された特定親族特別控除に関して必要な事項を定めること、その他所要の改正を行うため提案するものです。

それでは、議案書と議案資料に沿って説明させていただきます。

議案書は2ページの第18条、議案資料は1ページの番号1を御覧ください。これは、公示送達を情報通信技術を活用した方法により行うこととすることに伴う改正になります。公示事項をインターネットにより不特定多数の者が閲覧できる状態に置く措置を取るとともに、公示事項が記載された書面を市の掲示場に掲示し、または公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を取ることにより、公示送達を行うこととする改正になります。

次に、議案書2ページの第18条の3、議案資料は番号2になります。これは、第18条の改正に伴い、条文を整理するものになります。

次に、議案書3ページの第34条の2、議案資料は番号3を御覧ください。これは所得金額から控除すべき額に特定親族特別控除額を追加するものになります。特定親族特別控除とは、今回の改正で新設される制度であり、居住者に19歳以上23歳未満である一定の要件を満たす親族がいる場合に、新たに追加されるものになります。

次に、議案書3ページ下段から4ページの第34条の7になります。議案資料は2ページの番号

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

4を御覧ください。これは公益信託制度の見直しに伴う所得税法の改正を踏まえた条文の整備になります。

次に、議案書4ページ下段から6ページの第36条の2になります。議案資料は3ページの番号5を御覧ください。これは特定親族特別控除の新設に伴う条文の整備になります。

次に、議案書6ページ下段から7ページの第36条の3の2になります。議案資料は番号6を御覧ください。これは特定親族特別控除の新設に伴い、扶養親族等申告書の記載事項に特定親族を追加するものになります。

次に、議案書7ページ下段から8ページの第36条の3の3になります。議案資料は番号7を御覧ください。これは特定親族特別控除の新設に伴い、扶養親族等申告書の記載事項に特定親族を追加するとともに、条文を整備するものになります。

次に、議案書9ページの附則第2条の2の3、議案資料は番号8を御覧ください。これは公益信託制度の見直しに伴い、地方税法にも所要の規定整備が行われたため、不要となった条文を削除するものになります。

次に、議案書10ページの附則第10条の2、議案資料は番号9を御覧ください。これは条文の整備になります。

次に、議案書10ページ下段から13ページの附則第13条の2の2、議案資料は番号10を御覧ください。これは、加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例を定めるものになります。重量のみに応じて紙巻きたばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは紙巻きたばこ1本として課税する等の改正を行うものになります。

続きまして、各規定の施行期日についてですが、それぞれ説明資料右側の施行期日欄のとおりとなります。

最後になりますが、条例案の附則部分について御説明します。

議案書は13ページから16ページになります。

第1条については、先ほど説明したそれぞれの規定の施行期日を指定するものになります。

第2条から第5条につきましては、今回の改正に伴い経過措置を定めたものになり、内容としては、それぞれの規定において施行期日を迎える日までは改正前の旧条例の規定を適用する旨のものとなります。

以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（木村得道君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（深井優也君） 御説明ありがとうございました。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ちょっと所管外になっちゃうかもしれないんですけども、第18条の公示送達のところ、今はインターネットには掲載はされていないという認識でよろしかったのでしょうか。

○課税課長補佐（仲田篤史君） 委員のおっしゃるとおり、今、インターネットで公示は行っておりません。

○委員（深井優也君） ありがとうございます。

ちょっと続けてになっちゃうんですけども、今は我孫子の庁舎の下ガラスのところに公示送達があると思うんですけども、あれを電光掲示板みたいなのに今後替える可能性があるということなんでしょうか。

○課税課長補佐（仲田篤史君） こちらの改正につきましては、第一義的としてインターネットにまず公示するというのが目的とありまして、第2にインターネットを通じない方といいますか、その環境にない方に対応するためということで、例えば紙の公示はまだ続けるよということと、あとは執務室、事務室に、こちらは現実的にはパソコン端末に公示の画面を映して閲覧していただくというような方法になるのではないかなと考えております。

○委員（深井優也君） ありがとうございます。

こちらDXの一環にもなっていくのかなと思いますので、引き続き御検討よろしく申し上げます。ありがとうございます。

○委員長（木村得道君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

議案第1号に対する質疑を打ち切ります。

次に、議案第10号、我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局次長補佐（鳴島道君） それでは、議案第10号、我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

議案書63ページを御覧ください。

提案理由ですが、総務省による選挙費に係る執行経費の見直しを踏まえ、選挙長、投票管理者等の報酬額を改定するため提案するものです。

区分ごとに報酬の額が64ページから65ページにかけて記載されておりますので、御覧ください。

報酬額の改正については、第2条別表第1（3）投票管理者等の選挙長の報酬額を1回1万800円から1回1万2,200円に変更します。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

次に、同表同号、投票所の投票管理者の報酬額を1回1万2,800円から1回1万4,500円に変更します。

同じく、期日前投票所の投票管理者の報酬額を1回1万1,300円から1回1万2,800円に変更します。

同じく、開票管理者の報酬額を1回1万800円から1回1万2,200円に変更します。

同じく、投票所の投票立会人の報酬額を1回1万900円から1回1万2,400円に変更します。

同じく、期日前投票所の投票立会人の報酬を1回9,600円から1回1万900円に変更します。

同じく、不在者投票に係る投票立会人の報酬額を1回1万900円から1回1万2,400円に変更します。

同じく、選挙開票立会人の報酬額を1回8,900円から1回1万100円に変更します。

本条例の施行時期につきましては、附則に記載のとおり公布の日からとし、その適用については、この条例が公布された日以後に告示される選挙からとするものです。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただけますようお願いいたします。

○委員長（木村得道君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（深井優也君） ありがとうございます。

令和6年3月の委員会で飯塚委員が発言されていたかなと思うんですけども、若者の投票率向上では投票立会人に若い人を入れるということは、私も重要なことは思っておりまして、私もなるべく若い人に政治に興味を持ってもらおうと、なるべく地域のイベントとか参加してSNSの発信を日々しているんですけども、やっぱり若い人が興味を持つためには、若い世代が実際に活動をしているところを見せる必要があるのかなとは思っているんですね。

例えば今回なんですけれども、若い人に多く報酬が払われるようにとか、そういった形で若者の政治の参加を促すということはできないのかなということを聞きたいです。

○選挙管理委員会事務局次長補佐（鳴島道君） 報酬額は各自治体で定めることとなっております、我孫子市では、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律、これが改定されたことに沿って今回議案として上げさせていただいております。近隣市町村でも今回の国の基準に沿った形で金額を上程していることも確認しております。

この基準内であれば、国・県の選挙については執行経費委託金で立会人の報酬を賄えるんですけども、基準額を超える場合には、市の予算を支出することになりますので、こちらについてはちょっと検討が必要かなと考えております。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

選挙管理委員会としましては、若年層の立会人に選任するための現在の取組として、新有権者に対して送付する選挙人名簿に記載される投票することができるんですが、選挙人名簿に新しく記載される方にはがきで立会人の募集についても記載させていただいております。

○委員（深井優也君） 若い立会人を増やすための努力というところも市でされているということも分かりましたが、ちょっと給料のところでは差をつけるというところをできたらなとは思っていたんですけども、どうしてもちょっと公平性に欠けるというところは出てくるのかなとは思っていますが、やはり若い人を増やすというところでは、一つの案としてはありなのかなと。

その部分が市税を投入しないといけないというところで、市の負担にはなってしまうんですが、ちょっと検討はできるのかというところをもう一度お聞きしたいです。

○選挙管理委員会事務局次長補佐（鳴島道君） 委員おっしゃったように不公平感がちょっと出てしまうというところもございますが、今後、調査研究を進めていきたいと考えております。

○委員長（木村得道君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

議案第10号に対する質疑を打ち切ります。

議案第12号、財産の取得（消防救急デジタル移動局無線一式）について、当局の説明を求めます。

○警防課長（齋藤誠君） 議案第12号財産の取得について説明いたします。

議案書67ページ、議案資料12ページとなります。

初めに、議案書67ページを御覧ください。

議案第12号財産の取得について。

消防署に消防救急デジタル移動局無線を整備するため、次のとおり財産を取得するものです。

- 1、取得する財産、消防救急デジタル移動局無線一式となります。
- 2、取得価格、3,094万7,095円です。
- 3、取引先、我孫子市本町3丁目4番33号、三峰無線株式会社東関東支店となります。

提案理由。消防署の消防車両等に設置している消防救急デジタル移動局無線の老朽化に伴い、当該消防救急デジタル移動局無線を更新するため提案するものです。

続きまして、議案資料12ページを御覧ください。

取得する機器の内訳等について御説明をさせていただきます。

2、機器の内訳。

（1）携帯型無線機34台、（2）可搬型無線機2台、（3）車載用無線機1台。

3、取得方法、公募型競争入札により取得するものです。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

4、配置場所、記載のとおりとなります。

以上で議案第12号、財産の取得についての説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（木村得道君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（西川佳克君） 御説明ありがとうございました。

最近、非常に消防に興味関心が湧いているんですけども、ちょっと説明の中で補足していただきたいなと思います。前回の一般質問で、ちば北西部消防指令センターとの連携での消防救急デジタル移動局無線との関係だと思うんですが、ここについてまずどういう形で、高機能指令システムという形になってくるとは思うんですけども、このあたりについてまずちょっとお聞かせください。

○警防課長（齋藤誠君） 今回更新する無線については、我孫子市消防本部の消防隊、救急隊、救助隊が使用する無線機でございます。この無線機については、各隊と指令センターと交信する無線機の整備でございます。

○委員（西川佳克君） 分かりました。ありがとうございます。

そうすると、先ほど説明あった資料の中にあった機器の内訳の携帯型無線機34台と、あと下に書いてあるずっとあるんですが、大きさとか、具体的にどういう形で購入するのか、そのあたりがちょっと分かりづらいんですが、ちょっと説明加えていただいていいですか。

○警防課長（齋藤誠君） まず携帯型無線機34台、これは各消防署の救急隊、消防隊、救助隊とありますが、この隊に配付する携帯型の無線機でございます。

可搬型無線機2台につきましては、火災現場等で現場で指揮本部を設置しますので、ここに使う可搬型の2台の無線機でございます。

車載無線機につきましては、今回、高規格救急自動車を湖北消防署のほうに整備しますので、そこに積載する無線機というのが1台でございます。

○委員（西川佳克君） ありがとうございます。

そうするともう一度確認ですけども、ちば北西部消防指令センターから各署に通報が入って、その通報ではなくって、消防署と各携帯を持っている救急隊とか消防隊とか、そういうところのデジタル移動式の老朽化に伴う予算措置ということで、これで理解でよろしいでしょうか。

○警防課長（齋藤誠君） 委員のおっしゃるとおりです。

○委員（椎名幸雄君） それでは、消防救急デジタルの移動局無線意識が老朽化のために一応更新するということでございますけれども、この何を捉えてこれは老朽化したということを判断するのでしょうか。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

例えば、通信に不具合が発生したとか、あるいはメーカーの保証期間あるいは安全操作期間が過ぎてしまっているの、不具合が生じかねないというようなことを判断して老朽化したので更新するということになるんでしょうか。その辺をお聞かせください。

○警防課長補佐（武者小路裕之君） メーカーの推奨期限が約10年となっていることや、交換部品等の製造中止を受けまして、現在使用している無線機については配置から10年以上経過しておりますので、更新整備するものとなります。

○委員（椎名幸雄君） そうしますと購入してからもう12年以上経過しているということで、仮にこれがいざ火災のときに各隊の通信等が不具合が生じるといけないということで更新をするということで理解をいたしました。

次に、この移動局の無線局のやつは、これ全て37台になりますけれども、これは一括にいうか、全てセットとして購入されるのでしょうか。

○警防課長（齋藤誠君） 委員のおっしゃるとおり移動局無線、可搬型、車載一括して更新整備するものです。

○委員（椎名幸雄君） そうしますと、これはメーカーとしてはセットということで全て、例えば、携帯型、それから可搬型、車載搭載型ということで、一つのパッケージというか、セットということになっているわけですね。

○警防課長（齋藤誠君） セットというか、携帯型無線機の34台、可搬型無線機の2台、車載無線機の1台として、まとめて購入することになります。

○委員（椎名幸雄君） 例えば、これはばらばらでも一応購入できると。例えば携帯型が34台じゃなくて35台、36台とプラスしても購入できるということでございますね。

○警防課長（齋藤誠君） 今回は、このものが老朽更新ということで全体的に買うんですが、個別に携帯無線だけ買うとか、そういうことも可能となります。

○委員（椎名幸雄君） そうすると例えば、これ途中で不具合が生じたと。それで修理が不可能とあれば、新しいものを1台またそこに追加購入するということによろしいわけですね。

○警防課長（齋藤誠君） 委員のおっしゃるとおりです。

○委員（椎名幸雄君） それから、これ公募型の入札で、今度は応募されたのが1者ということで聞いておりますけれども、これらの無線を取り扱っているメーカーというものは、特殊なものであって少ないんでしょうか。

○警防課長（齋藤誠君） 日本の消防・救急デジタル移動局無線を製造しているメーカー的には5社程度しかないと思うんですが、無線機を売っている販売店につきましてはたくさんあると考えています。

○委員（椎名幸雄君） それから、不要となりました無線機や何かは、例えば販売店に下取りをさ

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

せるとか、あるいは金属として売却するとか、いろいろな方法があると思うんですが、これについてはどのような方法を取られていらっしゃるのでしょうか。

○警防課長補佐（武者小路裕之君） 配置から10年以上経過し老朽化も進んでおり、交換部品等の製造中止も受けておりますので、更新整備に合わせて処分いたします。

○委員（椎名幸雄君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員（飯塚誠君） 関連でなんですけれども、制度としては入札ですから、これ公平・公正は担保、こちら側としては、執行する側としてはそれは真つ当な手段なわけなんですけれども、しかしこういう特殊備品の場合は毎回議論になるんですけれども、入札者が辞退しちゃったり、いないということになるとこういうことになってしまうと思うんですね。これは執行側としては、民間であろうが公共であろうがあまねく多くの人々に参加していただけるような努力と調査が私は必要だと思っています。

先ほど椎名委員の質問に対して、メーカーは5社なんだけれども、多分販売代理店というのかな、そういう代理店契約を結んだところはあまたあるということでしたけれども、資料で後刻何社あるのか、それぞれについて。この議案のそれぞれの無線機、それから、ここに今回の入札の構成には書いてありますけれども、それとは別に関東近県に何社あるのかということを一覧で。この採用する例えば、NECのものだったらNECの販売代理店、この当該製品に対して販売代理店はどれぐらいあるのかということを、後刻一覧で御提示をいただければと思います。

○警防課長（齋藤誠君） はい、後ほど資料のほう提出させていただきます。

○委員（飯塚誠君） 提出で終わったじゃなくて、やっぱり投げかけが必要だと思うんですね。こういうのをうちでやったんだけど、今回は入札1だったと。だけど御社も扱っているよねって。やっぱりそれは、こういうチャンスがあるということを、あまねく販売代理店。それでも嫌だというのは、それは民間の意思ですから、それはしょうがないんだけど。やっぱり意外に入札実績が少ないところって、知らないというところが。これは消防だけじゃなくて。そんなものが入札であつたということを僕聞いてみると、ヒアリングをしてみると、知らないというところが結構。そういうところにはこれ、この入札に対してそんな個別の案内は入札者にできませんから、常にやっぱりこういうものがあるよというのをね。それ、どういう形がいいのかは、ちょっと僕分かりません。それは皆さんでちょっと研究していただいて。そういう促進を、啓発というのかな、やっていかないと、毎回毎回入札のたびにさ。だって入札になっていないもんね、実際ね。だっていなきゃさ、競合他社がね。競争原理が働かないということですよ。

市民の財産が便益として損なわれるということだから、そのところに思い当たったときに、どうすればそれをあまねく周知できるのかというところまで考えていただきたいと思います。いかがですか。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○警防課長（齋藤誠君） 今回の入札は、市の入札制度に沿って担当課のほうが入札のほうをさせていただきましたが、その広く周知のほうにつきましては、契約部門のほうとちょっと協議しまして、今後検討していきたいと思います。

○委員（飯塚誠君） これはまた財産のほうも関係すると思うんだけど、消防だけでなく、やっぱりこのあまねく周知させて競争原理が働く、僕らは仕組みをつくるしかないじゃないですか。こうやってくれとかね、こうしてくれって、それは入札ならなくなっちゃうから、随契になっちゃうから。だからやっぱり我々は仕組みをつくるということだから、仕組みはどういうふうにも有機的、有効的に稼働していくかということですよ。それはやっぱりこちら側でしっかりと消防、それからほかの課とも練って、それはどういう範囲内で法律や条例の範囲内で、それは告知を周知をできるのかということをやっぱり研究することが大事だと思う。

やっぱりほかの自治体でも僕もヒアリングすると、飯塚さんの言うとおりで、入札できないという、それは指摘をされていると。だから今研究をしているんだと。それが単発の自治体がいいのか、あるいは入札の勉強会みたいなものをエリアの自治体募ってやるのかどうかは別にして、やっぱりそれ知らないという事例が、むしろどこかが何か民間談合の意識が働いて辞退するとか、そういうことじゃなくて、そもそも論として知らない。特に特殊備品についてはそういうところが多いので、それはやっぱり民間企業であればもっと努力すると思いますと、当然利益の中からコストを捻出しているんだから。

だからやっぱり自治体もそのところはしっかりと、これに限らず、周知のありようというのかな。それで、こちら側は、入札の条件を出したときには、いっぱい参加してもらうためにはそれは知らなきゃ参加しないわね。だからそのところをやっぱり研究、これはこちら側と向こうでよく練って研究していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○財政部長（中光啓子君） 現在、契約等の募集に関しましては、ホームページですとか、ちば電子申請などの形を取っておりますけれども、まずそこに載っているということ自体を知らない業者がいらっしゃるところでは、入札の機会を失うことにもなりかねませんので、広くいろんな方が応募できるようなやり方というものをちょっと担当のほうでも考えまして、それを実際に入札をかける担当課のほうにも周知しながら、よりよい契約、競争原理が働くような入札の仕組みをつくっていききたいと思います。

○委員（飯塚誠君） やっぱりこれについて自治体にヒアリングすると、例えば入札の前にそれをしてしまうと、何か行政が誘導するみたいな誤解を招きかねないので、やっぱりこういうときはチャンスだと思うんですよ。結果が出るじゃないですか、もうこれでね。そうしたら、今回の結果は、募集したんだけど残念ながら1者しかなかったとか、あるいはそんなに多くなかったというときに、その結果報告みたいな形で、こういうのもあるよ、ああいうのもあるよというのをやっ

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ていけば、次の別途の入札には全く影響を及ぼさないわけですよ。だから逆に、終わった後が、僕はチャンスだと思うのね。

だから、消防備品に限らず、例えばいろんな特殊備品に関してはお問合せくださいとか、こういうのもありますよとか。例えば、入札が1者とか、あるいは本当に少ない数しか至らなかった事例を挙げるとかね、そういうのでなるほどと。こういうのは1者しかないけど、うちもあつたんだけど、これ知らなかったなみたいな話なんで。むしろ入札後のほうが、何かをやって、残念ながら1者しかいなかったという、その入札の後のほうがそれは勉強会なり告知もしやすいだろう、周知もしやすいだろうというのが、あまねく多くの自治体にヒアリングをした結果なので、やっぱりそここのところは、そういうチャンスを残念ながら、入札という公平性とか、あるいは市民便益を増大させるための機会を損なったというときにこそ、その結果の検証ということで、やっぱり周知してあげれば、次の入札の品種とか品目とは全く関係ないわけですから、これチャンスだと思いますので、ぜひ研究をしてください。答弁結構です

○委員長（木村得道君） 暫時休憩します。

午前10時51分休憩

午前10時52分開議

○委員長（木村得道君） 再開します。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

議案第12号に対する質疑を打ち切ります。

議案第20号、財産の取得（高規格救急自動車）について、当局の説明を求めます。

○警防課長（齋藤誠君） 議案第20号、財産の取得について説明いたします。

別冊議案書（3）の1ページ、2ページとなります。

初めに1ページを御覧ください。

議案第20号、財産の取得について。

湖北消防署の高規格救急自動車を配置するため、次のとおり財産を取得するものです。

- 1、取得する財産、高度救命処置用資機材を含む高規格救急自動車1台となります。
- 2、取得価格、4,305万8,691円です。
- 3、取得先、千葉市中央区本千葉町9番21号、千葉日産自動車株式会社となります。

提案理由、湖北消防署の設置に伴い救急隊を増隊することから、高規格救急自動車を購入するため提案するものです。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

続きまして、2ページを御覧ください。主な仕様等について御説明をさせていただきます。

2、車種、日産パラメディック。

3、自動車の大きさ、現在本市が使用しています高規格救急自動車と同程度になります。

4、乗車定員、傷病者を含め7名となります。

5、主な性能及び装備、（1）総排気量、2, 488cc、（4）駆動方式、4輪駆動方式となります。（5）高度救命処置用資機材につきましては記載のとおりとなります。

6、取得方法、公募型競争入札により取得するものです。

以上で議案第20号、財産の取得についての説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（木村得道君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

議案第20号に対する質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前10時55分開議

○委員長（木村得道君） 再開いたします。

議案に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

これより、議案を一括して採決いたします。

議案第1号、我孫子市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号、財産の取得（消防救急デジタル移動局無線一式）について、議案第20号、財産の取得（高規格救急自動車）について、以上議案4件について、原案に賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（木村得道君） 起立全員と認めます。

よって、各議案は可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

午前 11 時 01 分開議

○委員長（木村得道君） 再開いたします。

これより所管事項に対する質問に入ります。

初めに、消防本部に対する質問をお願いします。

○委員（椎名幸雄君） まず令和 7 年度 3 月の議会でも説明がございました消防団組織改正基本計画についてでございますけれども、これは消防団の組織改正について消防本部よりも説明がございましたけれども、再度確認の意味で質問をさせていただきます。

改正の主な目的というのは、分団の再編成であるように思います。またそれは適正な配置と管轄の均一化のように思われます。半径 1 キロ以内というようなことを基準にして分団を配置されたと思います。今回 4 方面、16 分団に配置された、その改正についてお聞かせをください。

○警防課長補佐（武者小路裕之君） 地域防災の要として献身的に活動している本市消防団ではありますが、社会環境の大きな変遷などにより消防団員の確保が難しい状況が続いていることから、消防団員の皆様とも十分に協議を行い、将来を見据えた適正な規模で活力ある消防団体制を確保できるよう、我孫子市消防団組織改正基本計画を策定しましたので、計画に基づき消防団組織を改正しております。

主な組織改正の内容としては、地区の分団運営状況が難しい実情等も踏まえ、市内全体で消防力に偏りがない均衡の取れた分担配置とするため、委員おっしゃったとおり現在の市内 6 方面 21 個分団の組織を 4 方面隊 16 個分団に改正し、分団ごとに設定されていた管轄区域を方面隊ごとに変更いたします。さらなる活躍の場を広げるため、新たに女性の分団も設置いたします。

○委員（椎名幸雄君） これ 16 分団、それで今まで 1 から 21 までございまして、その分団の内容を見ますと、1 分団と、例えば同じような地域、近い地域であるけれども分団が離れていたというようなことがございます。これは何か聞きますと、前の要するに自治会組織があって、その中から発展してきたために、その分団の位置が 1 分団、3 分団、我孫子分団ということで、離れたところに分団がされていた。それが今度、1 から 16 まで、我孫子市の長いところをずっと、大体 1 キロ云々の範囲というか、適正な範囲内で 16 分団まで配置されたということで、非常に分かりやすい分団の配置になっていると思います。

ただ、この中でちょっと懸念されるのは、そういうことないと思いますけれども、例えば統合された分団ありますね。よく言われるんですけれども、統合された分団だと、15 名程度ですから、派閥というようなことはないと思いますけれども、その中でいろいろ確執とか、そういうことはないと思いますけれども、その辺、今まで聞いた中とか、あるいはその中でうまくきちっとやっていると思いますけど、その辺はいかがでしょうか。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○警防課長（齋藤誠君） まずこの消防団の組織を改正するに当たりまして、ここは消防団役員さん、分団とも十分に協議を行いまして、また再編が行う分団等についても近隣の分団とのつながり、そこら辺を十分に加味しまして組織改正ということになりましたので、今後も消防団役員さんを中心に、よりよい消防団のほうの組織に改正していこうと考えております。

○委員（椎名幸雄君） 確かに消防団、皆さん、ある程度理解をされてやっていますから、その辺はぴしっとその団の中で一致団結してやられていると思うので安心はしますけれども、その辺ちょっと懸念されたもんですから御質問させていただきました。

それから、前回の委員会で質問させていただきましたけれども、今度、第1から第6分団までに改正されますと、その表示も例えば、変えなきゃいけない車両もあると思うんですけども、その辺も変えるときに、この前御質問した、各地域の例えば下ケ戸分団、下ケ戸地域ですよとか、この辺の地域ですよというような表示。これは、その表示をするには、初めから表示をするのは非常に難しい、大変か分かんないんだ、費用もかかるみたいなんですけれども、例えばこれをパネルみたいなもので各車両に貼っていくとか、そういうようなお考えというか、この辺はどうでしょう。前回御質問したときに検討させていただきますというような御回答を得ておりますので、その辺はいかがでしょう。

○警防課長（齋藤誠君） 前回、椎名委員のほうからそんなお話もありまして、早速その後、消防団役員会議がありましたので、そのような御意見もありましたということで、地区の名前のほうを組織改正に合わせて消防団車両に記載させていく、ステッカーなんかを貼るんですけども、その地区名等も含めて、名称につきましては役員さんの中で今後検討してみてくださいということをお伝えしております。

○委員（椎名幸雄君） それから、従来なかった女性分団、これ15名ですか、組織図に記載されておりますけれども、今までも分団員何名かいらっしゃったようで、この女性分団員の役割についてお聞かせ、多分、広報だとか、あるいは通信だとか、その辺のことをやられると思うんですけども、その辺の役割についてお聞かせいただきたいのと、また今後も、女性分団員を増やしていくのかということもありますので、その辺を併せてお聞かせください。

○警防課長補佐（武者小路裕之君） 女性分団員につきましては、救急講習の指導や消防団行事でのアナウンスや啓発活動などで活動をしていただいておりますが、組織改正において、さらなる活躍の場を広げるため新たに女性分団を設置しまして、広報活動や災害時の後方支援活動の災害の規模により実施していただいております。これから増やしていきたいと思っております。

○委員長（木村得道君） 椎名委員、質問は一問一答なので。

○委員（椎名幸雄君） すみません。分かりました。

今、我孫子市の職員の方で消防団に入団されている方は、13名と聞いております。また市議会

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

議員でも、茅野議員が消防団として活躍をされております。

我孫子市役所は、我孫子市の中でも一番大きな組織ですんで、例えば、新たに4月から入庁された方、皆さん若い方ですので、これについて消防団に入っただくとか、そのようなことについては、これ市長にお尋ねしますけれども、市長のほうからでも、また新しい入庁された職員の方に、例えばこれ1年でも、2年でも、5年でもやっていただくというようなことは、やはり消防団に入りますと、地域の人たちや何かほかの職員じゃない方々との交流もたくさんできますし、またそこで得た知識は将来の職員としての糧というか、あれになりますんで、その辺、市長のほうから消防団員になってほしいというようなことを言っただく。またあるいは、消防団員に、例えば職務中に火災が起きて、消防団員が出動したというようなときのいろいろな配慮をお願いしたいと思うんですけど、市長いかがでしょうか。

○市長（星野順一郎君） 御指摘のように、私も入庁した後に若い職員にお願いするのは、若いうちにやれるという、やっぱり消防団または青少年相談員、このどちらかに加盟するようには声をかけています。

その中で、御存じのように、うちの職員、どちらかに加盟している若い職員結構いますから、そんな形で、地域の人たちと交わっていったり、あるいはいろんな形でそれぞれの団体、それぞれ別に仕事を持っていますから、見識も広がるのかなというふうには思っています。

ただ、残念ながら、何年でいいからっていうのはなかなか難しく、それぞれの地域、やっぱり消防団員が不足している地域だと、なかなか辞められないという事情もあるというふうには聞いていますけれども、なるべく長くやってもらえればというふうには思っています。

そういう状況の中で、当然、平日だと勤務中に消防活動、呼ばれるときもありますけど、その辺はその部署によっては、やっぱり消火活動に行けなかったり、あるいは上司が今日だったら構わないから行ってこいと言ってくれる形で、いろいろと出動している職員がいるのは承知をしています。今週行われます水防演習においても、うちの職員、水防団として、また見かけたら、御苦労さんと声をかけていただけるとありがたいなというふうに思います。

○委員（椎名幸雄君） 以前、長岡市に防災関係の視察に行ったときに、市の職員で消防団、結構、田舎のほうというか地方では、やはり職員が消防団に入って活動しているところが多いみたいで、普通の勤務時間中の消防の服装というか、制服というか、それを着てやっけてもいいよというような制度になっているというようなことを聞きました。ですから市の職員というか、市の職員の消防団員の方々には非常に地域から期待をされていると、頼りにされているということだと思います。

また、私の考えですけれども、私も我孫子に生まれ育ってもう80年近くなりますけれども、小学校、中学校は第四小学校と我孫子市中学校で、今でも地域ではかなりの人が残っている。そういう時の絆というか、その人脈というか、そういうのが非常に役に立つということで、消防団として

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

活躍されていれば地域の人方といろいろな人脈もできると。それは、今後の市の業務にも十分に役立っていくと思われますので、その辺ぜひ消防団、市の職員の方にもなっていただきたい。その辺強力に推し進めていただきたいと思います。

以上終わります。

○委員長（木村得道君） 暫時休憩します。

午前 11 時 15 分休憩

午前 11 時 18 分開議

○委員長（木村得道君） 再開します。

○委員（飯塚誠君） 本会議でも質問がありましたけれども、例の指令センターの統合についてお尋ねをします。

私も直近で、救急車 2 回お世話になりました、まず御礼を申し上げたいと。

そのときと、あと地域の人に聞くとね、やっぱり指令センター統合されて、交替制だから人工の面での運営では多分助かっていると思うんですよ。班制になるからね、工場と一緒に明確な区分に。デメリットとしては、やっぱり電話対応のときに地域のことが、我孫子市の職員じゃない人が出たときにはなかなか伝わりにくいと、災害場所。例えば屋号で言ったりね、たばこ屋のちょっと 100 メートル先だとか言ったり。あと例えば僕の例でいくとね、自分のところで 6 号公園の前ですって言ったら、6 丁目ですかみたいな。そうなる。でもなると思うんだよ。僕が逆の立場だったらそうなるよね。6 号公園が 10 丁目にあるとは思わないから。

問題はね、僕は事故をしたときも救急のときもそうだけど、当人が例えば携帯でかけて、僕は 1 回目にお世話になったときは自分の携帯だったので、そのままつないでくれと。そうすると、位置情報システムで位置が分かるからと。これは一番いいパターンだけど。でも事故とか救急の場合、他人がかけてたら、他人が行っちゃえば、携帯はそれに準じて外に行っちゃうわけだから、私はそのデメリットということで言えば、やっぱり地域に詳しい、例えばホタル池の 100 メートル先の右側だって言っても、ホタル池ってどこなんだろう。俺らは分かるけれどもね。

だからそのところの解消だと思うんだけど。そのところに対して、クレームというか、そういうのは大丈夫ですかみたいなことはないでしょうか、過去に。

○警防課長（齋藤誠君） 委員のおっしゃるとおり、昔からの屋号とか、そこら辺はなかなか指令センター員のほうでは通じないと思うんですけども、ただ高機能な指令センターの装置ということで位置情報システム、また Live 119 というのを 10 月 1 日からやってみて、映像を指令センターのほうに送って、分からないときにはその周りの情報をセンターのほうでも把握できるという対応等ありますので、そこら辺はシステムのほうでどうにか対応しているところでござ

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

います。

○委員（飯塚誠君） L i v e 1 1 9は、例えば救急とかのときに、その患者の状況とかがね。位置情報がそれで分かるかという。写せば、それは看板が珍しいものがあれば分かると思うんだけど。

それで僕ちょっと民間に尋ねたらね、民間の防災・防犯の企業あるじゃないですか。企業名はあえて出しませんけれども。そういうところは何か補完ソフトというのがあって、位置の確認する情報の中に補完ソフトをつなげると、屋号までが出ているかどうか分からないけど、少なくとも自治会館とか、さっき言った6号公園みたいなものは、もうその補完システムで出てきて解消されるんだと。そこから300メートル圏内ですとか、30メートル円内ですというのが出てくるというんだけど、そういうソフトみたいなものは使っていないんでしょうか。

○警防課長（齋藤誠君） そういうソフトとかより、センター員の管制員では、必ず地図を見ながら119番の通報を受けていますので、6号公園の近くの南側とか北側って言えば、大体のほう、位置が把握できるような管制員の対応になっております。

○委員（飯塚誠君） 私の質問の趣旨はそういうことではございません。地図はもちろん出るんですよ、どこだって民間だって。そうじゃなくて、補完システムとして、例えば何とか看板の横側だよとかというのが、そのソフトでもって追加できるようなやつを使っているんだと。確かに指令隊員が地図とこれだけ見てもなかなか、やり取りだから、地図を救急した側が持っているわけじゃないからね、そこにね。だから、そのところはやっぱりそういう補完システムというのは使っていないということでしょうか。

○警防課長（齋藤誠君） その民間のシステムについては、多分、導入はしていないと思うんですけど、ただ先ほど言ったとおり、地図上に目標物の設定というのをしといて、例えば6号公園とか、ここの公民館とか、そこを言えばその地図がピンポイントに落ちますので、分かるような対応というシステムになっております。

○委員（飯塚誠君） 何か民間のを聞くと物すごく高度なシステムで、追加ソフトでもね。例えばスタンドの三菱とかさ、分かんない、日石とかいうと、そのところが点滅した上で、その周りの風景も出るみたいなやつなんですよ、私は。

だから、ただそれが幾らかかるか、コストパフォーマンスの問題もあるし、我孫子だけでは判断できないけれども、私は少なくともデメリットとして住民の方、市民の方から聞くのは、通信指令の場合はやっぱり場所の特定というところが、我孫子のときのほうが丁寧だったね。多分丁寧じゃないんだよ。丁寧は両方丁寧なんだけど、我孫子市の職員は知っているんだよね、やっぱり細かくね。さっきのホタル池の事例でもそうだけど。多分、それは松戸市の職員とか柏市の職員にそれを求めても、僕らが柏市を分からないのと同じだから、丁寧は丁寧なんだけど、ちょっとそのコスト

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

が僕は民間導入が幾らかかっているかどうか分からないんだけど、僕が聞くクレームはそれだけ。場所だけ、ちょっと困るなというね。

じゃ、その中の何%が救急要請しているかとかという、そのコストパフォーマンスにはそういう考慮も必要なので、必ずしもそれを導入するのがいいかどうかは分からんけれども、ただ、場所の特定についてやっぱりちょっと疑念があると、広域化されたことによって、というのが市民のこれは不安です。だからやっぱりそのところはちょっと研究してみて。

ただ、研究した上で、それでも導入するというまでにはならないということは、ほかお金かけたほうがいいってのあるから、これは当然さ。だからそのところは、だけどちょっと研究はね、やっぱり我孫子市がやるべきか、それは地域の指令センターにそういう情報を上げてやってもらうのか僕は分かりません。だけど、その研究はやっぱり怠りなくやるということなんだろうと思うんですけど。

○警防課長（齋藤誠君） 委員のおっしゃるとおり、目標の設定、これは本当に大事なことだと思いますので、指令センターの中のいろいろな会議がありますので、その発生場所の迅速な対応ができるよう、もっともっと充実した指令センターの対応ができるよう、ちょっと投げかけていこうと思っています。

○委員（飯塚誠君） そういう会議の場があるんであれば、やっぱり僕大事なのは、何か事故があったとかそういうことはないんだけど、市民の不安としては、そういう場所の特定と、あとやり取りね。特定はされたとしても、その後のやり取りがうまくいかないとか。例えば、その後、じゃ目立つものをもう一個言ってくださいなんて言ったら、またそこでとんちんかんになって、また元に戻っちゃうみたいなことがあると聞いています。

だから、そのところは、我々市民の疑念としては、やっぱり場所の特定と、それから、その後例えば携帯電話が違う人が持ってっちゃったというような可能性もあるわけだから、そういう特定の疑念があるということをやっぱ伝えていただいて、そうすると向こうのほうも注意してそのところはより対応すると思うんですよ。

だからそのところ、その会議の場では、やっぱりこちら側から提示してあげて。あとほかは不安はないわけだから。広域になってのデメリットっていうのは感じないっていうの、ほかは。ただ唯一その場所の特定だけだっていうこと、追跡とね。だから、そこだけちょっと注意するように、やっぱり会議の場がもしあるんであればね、常にやっぱり両方注意するということが大事だと思うので。答弁結構ですので、よろしくお願いします。以上です。

○委員長（木村得道君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 26 分休憩

午前 11 時 31 分開議

○委員長（木村得道君） 再開いたします。

次に、選挙管理委員会事務局に対する質問をお願いします。

○委員（飯塚誠君） 先ほどの議案で立会人とあるいは選挙長との。これはもう人件費みんな上がっているし、物価高騰ですから当然だと思うんですが、私、立会人で毎回選挙のたびごとに、いないだと、民間の普通の人々が、なかなかやってくれるという人がね。そうすると、このオピニオンリーダーみたいなところに市の職員とかが何か頼みに行くと。そうすると何かそのごみ集積所のオピニオンリーダーみたいなおばちゃんが、ちょっとあんたやりなさいよ立会人、みたいなので、何か決まるみたいなのをずっと何年も繰り返しているように。僕は給料を上げたからと、時給を上げたからといって集まらないと思う。集まらない主要因がほかにあると思うんですけども。みんな嫌だと言うんですよ、1 回行った人はね。その主要因は何だというふうに分析されていますか。

○選挙管理委員会事務局次長補佐（鳴島道君） 一番はやはり長時間の拘束になるかと思います。

あと、今までお願いしている方が立会人できないというふうなことでお断りをされることもあるんですけども、要因としてはやはり高齢になられたということが要因となっております。

○委員（飯塚誠君） 多分なんだけど、高齢化というのは付随する理由でね、ゴルフもやっているわけだし、僕から見てですよ。それは将棋もやっているし、全く健康的には問題ない、登山までやっちゃったりしている人が嫌だっていう。多分拘束と、あと意外に会話ができなくてつまらないと。ずっと何か苦虫を、別に苦虫をかみ潰さなくてもいいんだけど、やっぱりそういう感覚になると、雰囲気。それで、私なんかも不在者投票ね、市のところに行くと、ああ、飯塚さん、なんて何かもう会話がここでできるかのごとく。私もしゃべっていると、ほかの選挙管理委員の方に怒られて、終わったら早く行ってくださいと。やっぱりそういうイメージですよ。それは別に会話をしたいというよりも、イメージ。堅いイメージと、あとやっぱり拘束時間ね。

だとすると、これを緩和するような方策はあるのかどうかというのをお聞きしたい。

○選挙管理委員会事務局次長補佐（鳴島道君） 期日前投票につきましては 6 か所あるんですけども、それぞれ時間が違いまして、ここについては比較的、立会人の方は埋まることが多いんですが、当日ですね、35 か所に 2 人ずつ選任しなければいけないということになっておりまして、こちらがなかなか埋まらないことがありますので、こちらについては、半日の従事でも可能であればお願いしますということで対応させていただいています。

○委員（飯塚誠君） 半日というのは何時間のことでしょうか。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○選挙管理委員会事務局次長補佐（鳴島道君） 7時から始まりまして14時までになります。

○委員（飯塚誠君） これ、もっと細かくすることは無理。それはあり得ないですか。

○選挙管理委員会事務局次長補佐（鳴島道君） 切りのいいところで区切ることは可能かと思います。

○委員（飯塚誠君） ちょっと切りのいいぐらいな感じだったらできそうな気もしないではなくて。そして、大体聞くと、さっき言った長時間という概念だけど、別にお金を稼ごうと思ってそれを受けると人はほぼいないですよ、僕の感覚だと。僕のヒアリングでは、大体ゼロ%。お金を稼ぐんだったらもっとほかのものをやりますというね。中にはいるかもしれないけど。

お金を稼がないとすると、長時間とか、退屈で何かちょっと堅苦しいという雰囲気だとすると、多分7、8、9、10、11、12、1、2、7時間でしょ、これでも。これでも長いと思うんで。そのイメージのもんですよ、今、私言っているのは。もちろん例えばね、コンビニのアルバイトだったら、もっと入れてほしいよって、お金稼ぎに行ってるんだから、そんな3時間じゃ勘弁してくれと。これは本当にボランティアで、何か公共のシステムに賛同して協力しますという概念なんですよ、大体参加するって言っている人は。

だからやっぱりこれ、さっきの僕はもうちょっと何かルールがあるのかと思ったら、いや、切りのいいところでもうちょっとって。じゃ、切りのいいところって3時間とかね、4時間でも十分切りがいいので。要は何が言いたいかというと、解消せねばならんということ。期日前投票は埋まるというけど、埋まるというのも結構地域の方の押しつけ合いがあって埋まっている感じだから。僕が感じてるのはよ。だから、やんなさいあんたみたいなさ、そういうことをやっぱり御大に言われちゃうと、じゃ、ちょっと1回やってみようかしら。やったら嫌だよと。やったら嫌だよじゃ困るんであって、いや協力して勉強になったと。またやってもいいよって言ってもらうのが、これは公共空間をみんなで作るということだと思うので。そのところは分かんないよ。時間を短縮すればいいのか、お水を飲めるようにしたらいいのか、おやつが出ればいいのか、分かんないです、休憩があればいいのか、僕には分からないけど。でも集まらないんであれば工夫をしないとさ、ずっと集まらない。

何のためにこれ民間人の人を入れているかっていうと、公平中立で、何の私情とか信条とか政治理念が入らないような仕組みだから、あまねく満遍の人に入れているわけですよ、ここの理念がさ。だからやっぱり、それは本当に普通の人々にね、いやいいよやってもって言ってもらえるような、僕らはさっき言ったように、消防でもこれは選挙でもそうなんだけど、仕組みづくりしかできないわけですよ。この人にやってもらいたいなんて言えないわけだから。だから、仕組みづくりをするという意味ではやっぱりその時間とかその他の雰囲気。でも漫談は読めねえからな。そのところは難しいですが、雰囲気づくりとかというところとか、あと休憩の在り方とかね。そういったもの

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

をもうちょっとやっぱりこれは工夫をして、そりゃ研究し続けないと、多分高齢化は止まらないから。高齢化が理由だとすると、高齢化来年度から止まりますっていうんだったら別にそれはいいけれども、高齢化はずっと超高齢化がもう進展、侵食していくわけですよ。

やっぱりそのところはさ、課題として僕は選管とか執行部の人が持っていないと、解決策はずっと出てこない。だって同じ形態を繰り返すわけだから。だから、やっぱりちょっと解決策をどうしたらいいのかというのは、その嫌だって言う人とか、あるいはやっていただいたときに聞いて、しっかりヒアリングして、そこは何かを提示してあげないと仕組みとして、ということであります。いかがですか。

○選挙管理委員会事務局長（高見澤隆君） 状況については、次長補佐からお伝えをさせていただいたとおりなんですけれども、当日投票については、今、半日ずつ2人、前期と後期というふうに分けさせていただいた中では、おおむね執行日当日については運営できてるんだろうというふうに、まず思っています。

もう一つ問題なのは、やはり期日前投票が国政選挙は長いということがございますので、ここでやはり今、主に立会人は明るい選挙推進協議会の委員と民生委員さんが担っていただいているという部分が非常に多いです。そんな中で、やはりその方々からも、当日のように半日ならないのというような、期日前投票ですね、長い期間です。まずそういうお声をいただいています、期日前投票はまだ半日単位というのをやっておりませんから、ここは飯塚委員もおっしゃられましたけれども、研究をしていって、聞き取りなども進めて、今後の取組としてまず入れていかなきゃいけないというところが1点あるかと思います。

それからもう一点、雰囲気づくり、休憩というようなことありましたけれども、やはり私も投票所を回っておりますけれども、期日前などは、職員はかなり入れ替わりがありますので、平日の業務になります。やはり立会人さんは長く拘束されているという状況は私も十分に把握しておりますので、その辺は休憩に際しては、庶務係が企画総務部の職員が担っておりますので、その辺うまく休憩を取っていただくというか、息を入れていただくような、まず配慮はしていくように、私も従事者には伝えていきたいというふうに思っております。

それからもう一つは、やはり環境があると思います。暑かったり寒かったりということもございますので、その辺につきましては、できる限り暑さ対策であったり、寒さ対策であったり、高齢の方にも負担がかからないように、そこも検討していかなければいけないというふうに。さらに充実させていかなきゃいけないというところも課題だと思っております。

最後に、今、委員から御指摘いただいた点は、選挙管理委員会事務局としても、選挙管理委員会の委員4名おりますけれども、こちらの委員の皆様と共に調査研究は進めていきたいというふうに思っております。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員（椎名幸雄君）　その中で今度反対に、投票するほうの立場の人で、ある人がいわく、投票に行くとしろじろ見られると言われるんです。あるいは怖いと。だから、もう行きたくないというように人もいらっしゃるんですよ。ですからその辺の立会人の方に、どのような接し方とか、ふだんこうしてくださいよというようなお願いとか、その辺はしているんでしょうかね。

○選挙管理委員会事務局次長補佐（鳴島道君）　投票立会人の役目といたしまして、投票手続の全般に立ち会うこと、主に投票所の開閉だったりとかいろいろございますが、投票箱にきちんと投票がされているかどうかというところを主として見ていただいているところもございますので、しっかりお仕事をさせていただいているという認識であります。

投票立会人の方にも、投票立会人のあなたへというお手紙を渡させていただいておりますが、その中でも今お話ししたとおり、しっかり投票されているかどうかというところを見てくださいとお願いをしておりますので、怖い目つきで見てくださいということもないんですけれども、しっかり見ていただいているということでございます。

○委員（椎名幸雄君）　何か上から下までじろじろ見られるというようなことで、もう嫌だと、行きたくないよと言う方も私何人かから聞いているもんですから。その辺やはり多少の、にこやかではないんですけれども、配慮していただいて、投票する方についても、やっぱりそのような見られて考えているとか、人がいるということも一応配慮していただきたいと思います。

以上です。

○委員（芹澤正子君）　随分投票しやすくなったと私は感じています。

ちょっと何年前の話か忘れたんですが、投票用紙を間違って、随分昔の持ってっても投票できて感謝しているという声が届いたことがあります。現在、投票用紙を持っていなくても投票できる制度になっていますか。

○委員長（木村得道君）　暫時休憩します。

午前 11 時 43 分休憩

午前 11 時 44 分開議

○委員長（木村得道君）　再開します。

○選挙管理委員会事務局次長補佐（鳴島道君）　恐らく入場整理券のことだと思いますが、入場整理券がなくても投票ができるということで、何年か前に投票されて、間違えてですかね、そのとき持って行かれたということだと認識しております。

○委員（芹澤正子君）　それと今年になってからですが、松戸市の選挙の応援に行ったときに、とても体の不自由な人が来て、事前の投票がヨーカドーの中の何階かだというんで、そこまで案内したことがあります。荷物を持った上で自分で書くことも震えてて難しいので、全部やってもらった

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ことを見たことがあるんですが、随分いいサポートまでしてくれる時代だなというふうに私は感じたことがあるんで、その辺はどうでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長補佐（鳴島道君） 我孫子市でも、代理投票という制度がございますので、手の不自由な方、目の見えない方が投票所で投票することが可能でございます。

○委員（芹澤正子君） 分かりました。

それと、半日ずつぐらいというのは今初めて分かったんで、近所の投票所は小学校なんですけど、民生委員が替わったら新しい民生委員がいて、どの時間に行ってもその人たちはいるという個人的な感想を持っています。だから半日でもよいと言っても、1日いる人はやっぱり重労働で、この報酬なんだなというのを認識しましたから、民生委員そのものも今成り手がない地域もあるぐらいなので、何とかみんなでやりくりして、御飯はいつ食べてんだろうとか、とにかくどの時間に行ってもちゃんといるという感じがしているんで、選挙は大変だなと思っています。

以上です。返事は要りません。

○委員（佐々木豊治君） 毎回のことですけれども、投票率が非常に低下しているんですね。だから何かいいPR方法はないでしょうかね。せっかくこれから参議院選挙とかいろいろありますけれども、全く投票率が悪いんですね。ただ、防災無線を使って厳しくやってくとかね、いろいろ方法あると思うんですよ。その辺いかがなものでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長補佐（鳴島道君） 啓発についてかと思うんですけれども、事前の啓発は十分させていただいているかなと思っています。

選挙投票率は、その日の天気だったりとか選挙の種類、そのときの世論の時勢というんですかね、そういったところでも投票率変わってきますので、選挙管理委員会としては事前の啓発をしっかりやっていきたいと考えております。

○委員（佐々木豊治君） いずれにいたしましても、本当に先ほど申し上げましたけれども、やっぱり特に我孫子市議員選挙あるいは市長選挙ありますね。やっぱり身近な選挙なものですからね、できるだけやっぱり有権者をお願いして投票行くように、啓蒙活動をもう少し研究してくださいよ。やっぱり旧態依然でずっとやっている形ですからね。その辺いかがなものでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長補佐（鳴島道君） 今回、今年度入りまして、川村学園女子大学と連携協定を結んでいるということで、地域活性イベント論という授業があるんですけれども、そちらの中で、まず我孫子市の現状だったりとか、選挙制度について選挙管理委員会の職員のほうでお話をさせていただきました。こういった課題があるということを学生の皆さんに提案をさせていただいて、その課題に対して学生さんが、若い人たちの投票率をどうやったら上げることができるのかということを、今、いろいろ課題考えていただいていますので、そちらをまず参考にさせていただきながら若者の投票率を向上させる、併せて全体の投票率を上げられるような活動をしたいと考え

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ております。

○委員（佐々木豊治君） 分かりました。若い人の選挙に行くようにやっていることはよく分かります。

昨今、もう一つ違う観点から。高齢化社会を迎えまして、非常に選挙の投票所まで行く、足腰が悪いということで、高齢者の方は選挙に行かないんですよね、はっきり申し上げると。その対応をもう少し考える方法ないでしょうかね。これ、どこでも言えることなんですけどね。

○選挙管理委員会事務局長（高見澤隆君） 高齢者の方への対応というところでございますけれども、他の自治体では、移動投票所であったりとか、それから前回の船橋市では、数日ですけれどもバスを借り上げて、高齢者の多い地域にお迎えに行って投票所まで送迎をするというような取組も始まっております。

我孫子市は、比較的他の自治体と比べまして35投票所、近い距離には置いているというふうに私も思っておりますし、総務省の規定の中でも3キロ以内には必ず置きなさいという地域には入っておりますので、その辺を含めた上で、それでもやはり投票率の向上に向けて高齢者対応ということで、今委員おっしゃられた選挙に行っていただけのような環境づくりというのは、引き続き他自治体の状況も見ながら検討していきたいというふうに思っております。

○委員長（木村得道君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

暫時休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後1時00分開議

○委員長（木村得道君） 再開いたします。

次に、財政部に対する質問をお願いします。

○委員（飯塚誠君） もうヒアリングのときに皆さんと協議させていただいたんですけど、前回の本会議のときだったかな、例の布佐駅のロータリーのところ、JRのままで道路ができちゃっていて、ロータリーも使用しちゃっていて、買取りを請求されていると。そもそも論としておかしいんじゃないかみたいな話をしたときに、財政部のほうでもう一回全部調べてくれみたいなことを言って調査が上がってきたんだけど、意外にあるなという気がするんですね。

意外にあるのはいいんですけども、もうそのとき、僕もあれっと思って見ているとね、もう本当に市長が渡辺藤正さんになっているわけですよ。大井さんをさらに越えちゃっていると。前は大井さんが出てきてどうのって議論を部長として。それは僕は幾ら何でもないだろうと思うんです。や

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

つまり、それはほら自動更新になっているものだから、特段の事情がなければなんだけど。でもね、市長が例えば替わるということは、それはもう現職は立候補しないのか、戦って勝ったのかは分からないけど、結局民意がそこで変わっているわけだから、少なくとも市長が交代した折にはね、契約をやっぱり全部見直すべきだと僕は思うので。そこはそれで、まあまあそうですね、みたいなある一定期間見て。そのルールをつくってくれて言って、何かルールもつくっていただいたようなんだけど。問題は、その中で契約書が出てきていませんと。例えば布佐のロータリーを造った場合は、当然工事請負契約があるだろうと。5年で破棄しますからありませんと言うんですけど、それは出てきてないのでしょうか。

○資産管理課長（神戸明君） 飯塚委員おっしゃられるように、全庁調査を行いまして、それで話はさせていただいたところではございますけれども、事実として、やはりそういった契約関係のものは、本来なければいけない、そういった関係図書がまだ見つかっていないといいますか、なくなってしまったのか、ちょっとその辺は不明ですけど、そういう事実はございます。

○委員（飯塚誠君） 副市長ね、僕ね、民間にも問い合わせたけど、何億円とかね何十億円にもわたるその工事の請負契約がね、例えば民間でも発注して5年で捨てるなんてことはあり得ませんと。結局、額も分かんなければ、どこと契約したかも、どういう条件でって言っても分かんないわけですよ。それはね、僕は5年の破棄内容というのが、もしルールがそれでそうだとしたら、それはおかしいと。

僕民間に聞いても、うちも例えば15年先の契約書があるかというのと、ないかもしれません。でもその場合は総務部で、民間企業ですよ、僕、5社尋ねたけど、5社とも総務で財産記録みたいのが一覧であると、台帳で。それで、そこで調べられるようにはなっていますと。ただ、細目の契約書は何もなければ15年とか20年、少なくとも5年ってところは一社もありませんでした。

僕はそれ市民の税金を使っている以上はね、契約書がもう探してもありませんと。今の担当部局の人は、いやそのときの部長はもう退職しちゃいました。分かりません。それでは僕、話がもう。だって何か事故があったらどうすんですかと。その事故がね、施設上の瑕疵なのか、あるいはそれは利用者あるいは通行者の瑕疵なのかも含めて、例えば裁判なんかになったときに、どこがやったか分かりませんということなんですよ、今。僕、副市長、それはないと思う。市長に聞いてもらえば。それはないと思うから、もしその5年で破棄するっていったら、台帳みたいなものはしっかりとやっぱり資産管理台帳として残してもらいたい。どこと契約して、幾らの内容で、誰が工事したかって今分かんないわけでしょ。

分かんないでしょう。布佐のロータリー、渡辺健成さんが工事したかもしんないじゃないですか、自分で、今の内容だったら。それはないと。あり得ない事象だと思うんですが、いかがですか。

○副市長（渡辺健成君） 文書の保存規定も、昭和の頃から平成、令和ということで、その都度見

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

直しをしております、以前は恐らく契約関係については全て永年保存という形で、最初のほうは取り扱っていたんだろうと思います。

ただやっぱり契約関係については、1年に何千件という契約があった中で、保管する場所も、以前は地下の倉庫に保管していたんですけども、それが保管できなくなって、今つくばのほうに預けているんですけども。そういった状況もある中で、恐らく何回か見直しが図られてきたと思うんですが、その中でもやっぱり重要な案件については、例えば建物だったりとか、少なくともその建物が存在する期間はそういった書類は取っておくべきだろうと思いますので、今後は、そういった視点も当然踏まえつつ、保存期間というのを適正に設定していく必要があるというふうに考えています。

○委員（飯塚誠君） 私がヒアリングした中でも、やっぱりそこが重要でね、例えば50万円以下のものも含めて全部集めろつつたら、それは保管台帳室があふれちゃうと。だけど、ちゃんとルールがあるんだと。3,000万円以上のものは残しなさいと。それ以下のものは5年の文書。だからね、文書保管の規定が間違っていると思う、僕は。そこにルールをちゃんと押し込むと。

今言ったように、例えばさ、図書館を建てた、人の土地で建てたというときにですよ、そこがどこが工事請負したか分かんないじゃ困るから、じゃ、建物が現存している間はそれは保存することというルールが駄目だったんだと思うんです、僕は。ルールどおりやった結果。

だからそこはちゃんとルールをね、今見直していただけるということだから、見直しが完成したらまた当該委員会にきちっと報告をしていただきたいと思います。

○副市長（渡辺健成君） ルールを所管しているのは行政管理課のほうになりますので、そちらのほうでもう一度現在の文書の保管の在り方、年限を含めてそれが適切かどうか検証しまして、必要に応じて見直しを図って、きちんと御報告をさせていただきたいと思います。

○委員長（木村得道君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

暫時休憩いたします。

午後1時07分休憩

午後1時11分開議

○委員長（木村得道君） 再開いたします。

最後に、市民生活部に対する質問に入りますが、初めに地域防災計画の修正について発言を求められておりますので、これを許します。

○市民安全課長（寺田秀樹君） 本日は委員会開始前、貴重なお時間いただき誠にありがとうございます。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

います。

令和6年度に行った我孫子市地域防災計画の修正の概要について御説明させていただきます。

まず、資料の確認をさせていただきます。

我孫子市地域防災計画令和6年度修正は、タブレットに収納していますのでそちらを御覧くださいませ。次に、令和6年度我孫子市地域防災計画の修正の概要につきましては、ただいまペーパーのほうで配付しました資料を御覧ください。

説明につきましては、主に令和6年度我孫子市地域防災計画の修正の概要についてを使用し、大事な修正箇所、特にお伝えしたい箇所につきましては色づけしていますので、その部分を中心に御説明をさせていただきます、簡潔にお伝えできればと思っております。

また、我孫子市地域防災計画につきましては、御説明の中で該当するページをお示しさせていただきますので、御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

では、資料に沿って説明をさせていただきます。

資料の1ページを御覧ください。

修正概要の1ポツ、計画見直しの背景について御説明いたします。

今回の修正は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定に基づく推進計画の策定、新たな土砂災害警戒区域指定に基づく緊急避難場所の変更や警戒避難体制の整備、広域的に断水した場合の拠点給水や貯水タンクの使用、安否不明者の氏名等公表による救助活動の強化、流域治水の推進等による水害予防対策などの修正を中心に前回の修正項目等の精査を行い、さらなる減災対策を進めていくために見直しを行いました。

次に2ポツ、見直しの方向性（項目）について御説明いたします。

資料の1ページから2ページを御覧ください。

（1）避難対策の強化の中の在宅避難の定義づけ等を踏まえ、安全で適切な避難行動の明確化、災害種別ごとに開設する避難所の整理及び避難所運営の改善。（2）庁内体制の強化の中の業務継続計画及び各課災害行動マニュアルの整備強化。（3）応急復旧対策の充実の中の個人や家庭における備蓄の推進、安否不明者の氏名等公表による救助活動の強化。（4）その他の前回修正からの見直しの中の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定に基づく推進計画の策定。以上の項目が特にお伝えしたい項目となります。

次に具体的に3ポツ、主な修正事項について御説明いたします。

資料の2ページから3ページを御覧ください。

（1）避難対策の強化につきまして。

①千葉県による新たな土砂災害警戒区域の指定に伴い、区域指定された緊急避難場所の指定を解除し、また指定条件についても改善を図りました。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

タブレットの目次で361ページを御覧ください。こちらは地域防災計画の325ページとなります。

千葉県により、土砂災害警戒区域、特別警戒区域の指定が行われていることから、指定箇所の区域を含む緊急避難場所について指定を解除いたしました。

これは、表の6番電力中央研究所、18番我孫子第二小学校、23番湖北台東小学校、29番湖北中学校、31番気象台記念公園、37番布佐中学校について、災害種別、土砂災害のみを指定解除したもので、既にこちらの情報はハザードマップにも反映されております。

続きまして資料に戻ります。

次に、④及び⑤についてです。

千葉県地域防災計画に基づき、指定避難所以外で避難、在宅避難などをする方の定義や類型を明確にし、市が指定避難所以外に避難をしている方に対して、円滑に広報や情報収集を行い、食料の提供や健康指導などを実施する体制を記載しています。

また、災害時に市が指定した避難場所以外に、住民の方が自主的に避難する場所、車中泊や地域の集会施設を開放する場合の条件や対象地についても記載させていただきました。

タブレットの目次で、122ページを御覧ください。こちらは地域防災計画の114ページになります。

114ページには、指定避難所以外での避難生活や市からの支援等について記載しております。

次ページ115ページをお開きください。

こちらには、市が指定した避難場所以外の車中泊や地域の集会施設などの使用について記載させて、いただいております。

次に、また資料のほうにお戻りください。

次に（2）庁内体制の強化について説明いたします。

資料の3ページを御覧ください。

①災害発生後に市役所の業務を継続して行うため、我孫子市災害業務継続計画や各課ごとの災害対応業務を定めた我孫子市災害対策マニュアルについて、引き続き整備を図ることを記載し、既に庁内において実施しているところであります。

次に（3）応急復旧体制の充実について説明いたします。

資料4ページ、5ページを御覧ください。

①災害の発生後に地域防災力の向上により減災を図るため、個人や家庭など、自助によるローリングストック、循環備蓄のさらなる推進を図ることを明記いたしました。

こちらにつきましては、地域防災計画の15ページの最下段に記載をしております。

目次の15ページをお開きください。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

続きまして、また御手元の資料のほう御覧になっていただきたいんですが、次に⑥能登半島地震などの教訓を基に、水の供給が停止した場合の拠点給水の方法の整理や組立式貯水タンクの使用など、広域的な断水に備えた給水体制の整備を図ることを明記しております。

タブレットの目次では143ページを御覧ください。こちらは地域防災計画の135ページに給水活動として記載をさせていただいております。

また、御手元の資料のほうにお戻りください。

次に、⑦千葉県の地域防災計画に基づき、安否不明者の迅速な救出・救助につなげるため、氏名等の情報の公表方法を明確にすることで、救助活動の強化を図ることを新たに記載いたしました。

こちらは、タブレット目次の148ページを御覧ください。こちらは地域防災計画の140ページになります。

安否不明者情報の公表につきましては、千葉県の災害時の安否不明者の氏名情報等に係る公表方針に基づき行っていくことを記載しております。

また、御手元の資料を御覧くださいませ。

次に、⑨市内で発生した内水浸水などの被害を教訓に、河川の整備や流域治水の推進、雨水排水の管理などの整備を図り、水害予防対策の強化を図ることを明記させていただいております。

こちらは、タブレットの目次の216ページを御覧ください。こちらは地域防災計画の198ページとなります。

新たに流域治水の考え方を基に水害対策を推進していく大きな方針について記載させていただいております。

また御手元の資料のほうにお戻りください。

最後に、（４）その他の前回修正時からの見直しです。

資料の6ページを御覧ください。

③日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定に基づく推進計画について、新たに推進計画を策定し記載しております。

タブレットの目次では195ページを御覧ください。こちらは地域防災計画の183ページとなります。

当市が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定により、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されたことに伴い、防災対策の推進計画を作成いたしました。なお、この計画の内容については、これまでの当市の地震対策の計画を踏襲したものとなっております。

最後に、御手元の資料の④千葉県を御覧くださいませ。千葉県による新たな土砂災害警戒区域の指定に伴い、ハザードマップ等による区域や警戒避難体制の周知を図るとともに、新たに指定され

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

た区域を記載いたしました。

こちらタブレットの目次で218ページを御覧ください。こちらは地域防災計画の200ページとなります。

土砂災害警戒区域等の指定につきましては、表番号1から23までは令和3年までに指定されました23か所となっておりますが、その後、千葉県による調査の結果により、表番号24から46までが令和5年度に23か所指定され、表番号47から64までが令和6年度に18か所が新たに指定され、合計64か所となっております。

以上で簡単ではございますが、我孫子市地域防災計画の修正の概要について説明となります。

今後も国の法改正や千葉県の地域防災計画の修正などに合わせ、必要に応じて修正を行いながら防災・減災対策に努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（木村得道君） 以上で説明は終わりました。

ただいまの件につきまして、質問があればお願いいたします。

○委員（西川佳克君） ちょっとごめんなさい。急にいろんな情報がばっと入ってきたので、ちょっと気になるところだけ質問させてください。

先ほどの説明の中の140ページ、行方不明者の搜索のところの3番のところですね。私も能登半島沖地震のときにずっとテレビのニュース見ていると、安否確認、要は不明者の名前がテロップでずっとテレビで出ていたというのを今ちょっと思い出したんですが、これ、分かる範囲でいいんですけれども、どのように我々の住所とか名前とかを公表していくのか、国や県と連携していくのか。このあたり分かる範囲でいいんですけど、ちょっと教えていただいていいですか。ちょっとこの文書だけだと分かりにくいのでお願いします。

○市民安全課長（寺田秀樹君） やはり災害が起きたときには、まず避難所のほうに皆さん避難していただけるというのが前提になるんですけれども、そういった中でやはり家族とか、そういった方から、同じ場所に家族がいなくて行方不明になっているんだよとか、そういった情報の収集がまず必要になってくると思います。

そういった中で、この公表の基準に基づいて、いち早く救助しなければいけないというところで、やはり命がかかっていることでありますから、その基準に基づいて、原則は公表なんですけれども、やはりいろいろ不明者の例えばDVとか、そういった中で住民基本台帳の公開ができない方なんかは公表はしないというルールがありますので、そういった県・国の基準に基づいて実施していくような形になると思います。

○委員（西川佳克君） ありがとうございます。

その際に、ここに書いていますけれども、「生活支援班（市民課）」というところが窓口になるということで多分対応されると思うんですが、本人確認とかというのはもう関係なく、市民課のほ

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

うが全て中心になってやって、公表するか公表しないかという、こういう権限というのか、その対応に当たるということですか。それともほかの警察や消防や、他の課と連携取りながら、さっき言ったDVの方はやめましょうとか、出しましょうとか、このあたりはどういうふうに。もう市民課がやるのか教えてください。

○市民安全課長（寺田秀樹君） 一応災害時の業務の事務分担というのが各課によって決められております。ですので、この行方不明者の生活支援班というのは市民課の担当になっておりますので、まず市民課が中心となってその公表に当たるかどうか。ただ情報としては、例えば消防さんとか警察からも、現場からの情報というのは入ってくると思いますので、そういったものを集約して公表するという形になると思います。

○委員（芹澤正子君） 黄色で、色塗りされているところが確かに非常に重要だとよく分かりました。

それで、今の場所なんですけど、資料の2ページの（3）応急復旧対策の充実というところで、ぼっちが8つあるうちの一番上と一番下がとても重要だなと思いました。避難行動要支援者の個別避難計画の整備、そして一番下の安否不明者の氏名等公表による救助活動の強化。これは関連していると思うんですが、避難行動要支援者の把握のために、なかなか自治会が出してきていないというので、これから面談を進めるために手紙を出しますというのを議会で正式に回答していただいておりますけれど、その進捗状況をお尋ねします。

○市民安全課長（寺田秀樹君） 避難行動要支援者の個別避難計画ですか、そちらの作成につきましては以前もお答えしていると思うんですが、土砂災害警戒区域に指定されている区域で、そういった避難行動要支援者、支援が必要な方を重点的にまず計画をつくっていかうという方針でまず今進めております。

その中で、昨年度の段階では、人の数というか、その世帯数ですか。その中で42人が一応該当するということで該当者がいるんですけども、その中で9名の方が計画のほうをつくっている状況でございます。

今後も、引き続き我々市民安全課だけではなくて、障害者支援課とか高齢者支援課共同で、そういった支援を必要な方に対してのまず計画をつくる協力をしていただいて、より多くの方に災害時に避難できるような形で、そういった仕組みをつくっていくために計画を、この要支援者個別避難計画ですか、こちらをつくっていくような形で進めてまいりたいと思っております。

○委員（芹澤正子君） 実際、被害が起きたときには、もう市役所のほうからその連絡はしますという返事ですよ、今までのことで言うと。自治会がたくさんあるのに、それを出しているところはこんなに少しだから、面談をしてやっていくというのがなかなかはかどっていないのは分かっているんですが、その進捗状況を今お尋ねしています。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○市民安全課長（寺田秀樹君） 今委員がおっしゃられていました、恐らく避難行動要支援者の名簿の提供の話だと思うんですけれども、それは今自治会数190ある中で、今、名簿の提供は21自治会に提供させていただいております。

これは市と自治会さんで協定を結んで、やはり個人情報扱うわけなので、結ばせていただいて、ちゃんと鍵がかかるところに名簿をしまってくださいという条件で提供させていただいているわけなんですけれども、今後やはりもっと我々も強力的に増やしていきたいと思っておりますので、条件とかをもう少し考えていこうかなと思っております。

○委員（芹澤正子君） 要するに私が言いたいのは、帳簿上でどんなに整備していても、その基になるものがこんなに少しではしょうがないじゃないかということなんです。190ある自治会のうちの、あのときは十幾つだったと思うんですが、それがはがきを出しても僅か21人しか増えていないことが非常に問題だと思います。

ここ30年の中で、災害は見込まれているわけですね。テレビなんかでも物すごい被害の額になることが想定されている中で、事前の準備をしておけば3割ほどは減らせるとか、そういう情報ばかりが入ってきて、我孫子の現状としては整備計画はきちんとできていました。でも実態は全く整っていませんでしたということになりますかということです。少し厳しい言い方をさせていただきます。

○市民安全課長（寺田秀樹君） 一応、ちょっと話ずれちゃうかもしれないんですけれども、こちら地域防災計画を去年作りまして、ハザードマップも2月に配布させていただきました、5月の末に4日間、各地域を回りまして説明会のほうさせていただきました。

やはりそのときに、この避難行動要支援者の名簿の提供についても、自治会様、あと自主防災組織の方たちに説明のほうをさせていただきました。我々も今現在21組織しか提供していないという話もさせていただいた中で、やはり自治会さんとかの考え方もそれぞれありまして、やはりちょっとハードルが高いと。自分たちでその名簿を頂くのはハードルが高いとか、そういったところもあるんで、我々はちょっとその辺をもう少しハードルを下げて、なるべく活用していただけるような形で考えていこうかなと思っております。

○委員（芹澤正子君） 今までに何遍も議会でも言っていますが、神戸の震災のときも結局助けたのは近所の人だということですね。その近所の人があるかどうかのことなんです。その地域が温度差がありますという市の返事はとても納得できないわけです。温度差があって、じゃ、あなたの自治会の人は大勢死んでも誰も心が痛みませんかということです。

水害は時間があります。でも地震は時間がないんです。そういう中で、この21団体というのはあまりにもお粗末だと思いませんか。190の約1割にしかすぎないわけです。我孫子中これだけ立派に何遍も練って練って、さらにここも検討して、それでも大勢が、近所の人がある状況か分

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

からないまま地震が来たら、それは市の責任はないでしょうか。部長の返事をお願いします。

○市民生活部長（海老原郁夫君） 名簿の提供については我々も非常に苦慮しておりまして、今、芹澤委員がおっしゃったことを、なかなかその自治会の方ですとか、自主防災組織の方が御理解いただけないと。自治会長さんは1年、2年で替わってしまう。そういった中で、個人情報を取り扱うことに対して非常に負担感をお持ちなんですね。

ですので、その負担感を和らげつつ、その名簿の提供を担っていただけるような方策を、今現在、市民安全課のほうで、こういった形で負担を取り除ければ名簿の提供をやってくれるのかということころは検討はしておりますので、その責任云々って話になれば、それはちょっと難しいお話になってしまいますけれども、やはりその地域の方が地域の人たちと一緒に避難をしていくんだということを再認識していただくとともに、名簿の大事さについても訴えていきたいというふうに考えています。

○委員（芹澤正子君） ちょっと違う角度からお尋ねします。

例えば自衛隊が助けに来ると。そのときに、どの人を助けていいか、自衛隊はその資料ももらえない。どの家をどうするというのも、市は把握してなかったというのが本になって、それを読んで質問したことがあるんですけれども。よそからの救助が来ても、市のその情報はその人たちには出さないわけでしょうか。

○委員長（木村得道君） 暫時休憩します。

午後 1 時 3 9 分 休憩

午後 1 時 4 5 分開議

○委員長（木村得道君） 再開します。

○市民安全課長（寺田秀樹君） 避難行動要支援者名簿の自治会や自主防災組織への提供につきましては、現在 21 組織にしか提供していないんですけれども、今後とも各自治会、自主防災組織の方たちの御理解、御協力をいただきまして、今後ともやり方とかも踏まえて我々検討しまして、なるべく数を増やしていくように頑張っていきますので、よろしくお願いします。

○委員長（木村得道君） 地域防災計画の修正についてなんですけど、ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないようですので、ただいまの件以外の市民生活部に対する質問をお願いします。

○委員（飯塚誠君） 本会議でも議員から質問がありましたように、自治会の剰余金についてなんですけれども、うちも剰余金比較的たまっているほうで、例えば岡発戸とか下ケ戸のほうに行くともっとたまっていると、それは分かりますよね。だって会費は全部集めている。だけど盆踊り大会

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

とか単独でやっていない。地域旅行もやってなければ、それはたまる一方なんです。だって避難訓練にそんなにお金かからないから。

そうすると、僕はたまって。ただね、これ問題なのは、僕も弁護士にも相談したんだけど、非常に難しいと。もう市に取られちゃうと、取られちゃうというのはおかしいけど、なくなったら、いわゆるもう徴収者と返す還付者が違うから、もうこれは市が没収するしかないんだよ。

そうなってくると今の自治会で、じゃ、ただね、僕、気になるのは、ほとんど自治会の人、そういうのを分かっていない。剰余金が幾らあって、たまり過ぎてて、これからただ自治会館の建て替えを自主財源でやるなんていうのは、もうほぼ不可能に近いですから。年齢構成からいって。だって、脱会しちゃおうかって話だから。

だから、そうなってくると、その積立金とか剰余金をどうするかっていうのは非常に大きな問題で、これはちょっと議員が本会議でも質問あったように、他市でどうやってやっているか。それは成功事例も失敗事例も含めて、やっぱり広報とかあるいは回覧あるよね、自治会の回覧。そういうので広く全自治会員とか市民に周知をするところから始めないとなかなか。

うちの自治会は去年からやってみようということで、単年度の自治会費を取らなくなった。弁護士に聞いてもそれが一番いいと。なんでかといったら、当該自治会が任意で集めたものを任意で構成されているところで、組織として決定すると。それは自治会費集めませんよと、剰余金があるからっていうので、一番理想的だと。それは裁判でこっちを返すとか、この人に個人で返すって話ではないので。

だから僕はやっぱりその一つの方策としては自治会費を徴収しないと。生活も大変だし、物価も高騰で高齢者も大変だということで、それは一つの成功事例なんだろうと思う。そういう事例をやっぱり周知しないと、2,000万円以上ある自治会が、2,000万円の盆踊り大会できないし、今、旅行だってなかなか参加者募っても、子ども会ぐらいは来るけど、なかなか高齢者はもう面倒くさいよと。

だから、そういう成功事例とか失敗事例とか他の事例とかを、少なくとも回覧はお金かかんないから。そういうのをやっぱり説明会のときにね、補助金を散布する説明もいいけど、そういうのをやってくれと。ひな形は市でこういうのをつくりましたというのが私は理想的だ、周知という意味で理想的じゃないかと。いかがですか。

○市民協働推進課長（小池博幸君） 今年度、既にもう自治会の助成金の申請を受けていまして、添付資料の総会資料等見ますと、やはり委員おっしゃったとおり、会費をもらわなかった自治会もありましたし、あと会費を値下げしたという自治会もありますし、あとは防災関係、災害関係で使途を明確に決めたという自治会中にもありましたので、我孫子市の事例と他市の事例も含めて、広報等で、ホームページも含めてしっかりと周知をしていきたいと考えております。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員（飯塚誠君） なかなかその該当する高齢者の方って、インターネットとかホームページって見ないから、意外に回覧って僕らの世代はあんまり重視しないんだけど、でも、聞くと、やっぱり社協のイベントだとか、あるいは近隣センターのイベント、それから小学校、中学校のイベントは回覧板を見て参加を決めるという人が結構いるのよ、やっぱり高齢者の方は。

だから、回覧板だったらコストがかかかないじゃないですか。原本1枚入れるのは、それはどこだってかかるけど。だけど広報とかみたいに紙面割も考えなくていいし、受託するコストもほとんどゼロに近いわけで、やっぱり回覧版から、今こういう状態になっていて、自治会の中では剰余金がたまっているところが増えていきますと。それをただ、自治会館等を建て替えしなければ返還が困っていて、こういうふうに行っている成功事例がありますよというのは、やっぱり僕は回覧が一番、全世帯に満遍なく、高齢者も我々働き世代も見ると。みんな回覧は見るから回す前に。ぜひそれですぐやってみるということをお願いしたいと思います。

○市民協働推進課長（小池博幸君） 回覧も含めて、多くの市民に周知できるように様々な手法を考えていきたいと思います。

○委員（芹澤正子君） 男女共同参画のことでお尋ねします。

女性用のトイレにもう大分前からなんですけど、千葉県女性サポートセンターの案内が入っています。アビスタなんかにも置いてありますし、市役所の女性用のトイレにも置いてあります。そして女性専用の電話番号の案内があって、365日24時間電話相談とあります。各健康保健センターで、我孫子はないんですけども、この辺で言うと松戸市の電話番号が書いてあったりします。

ただ、今、男女共同参画だけでなく、多様性尊重の千葉県の中で言うと、違うほうでこれは手に入れたんですが、子育てに悩んでいたら、虐待かもと思ったら、迷わずに連絡をしてください。児童相談所虐待対応ダイヤルが、いち早くで、189と書いてあります。裏は何もありません。ただのウェットティッシュです。

いろんな場所でいろんなことをするんじゃなくて、例えばこれを倍の大きさにして、これを合体させたような、あるいはもっと違う、今は男性から女性への暴力だけではないはずなんで、広い意味にしてこれを作り直すのはどうでしょうという提案です。いかがでしょうか。

○委員長（木村得道君） 暫時休憩します。

午後1時52分休憩

午後1時52分開議

○委員長（木村得道君） 再開します。

○市民協働推進課長（小池博幸君） 今の委員のほうから説明あったものなんですけれども、作成している主体があると思っていますので、そこがまず作り直さなきゃいけないのかなと思っており

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ます。私どもが作っていれば、私どもで作り替えるということできますけれども、そこら辺確認をして、変更するかどうかを含めて、その作成している主体にちょっと聞いてみたいとは思っております。

○委員（芹澤正子君） これは平成30年8月発行のものでありますから、ある意味で本当に男の人の暴力、恋人や配偶者からの暴力の相談の窓口です。ですから広い意味にして、だから県のほうに言ってくださいという意味ですか。我孫子市で作っているわけではないと。それをお願いします。

ちょっと余談ですけど、アウェアという、気づいているという形容詞なんですけど、DVの加害者プログラムがあって、毎週2時間ずつ52回以上通うというんです。そこに昔行ったことがあるんです、東京まで。そうすると52回ということは1年以上ですから……

○委員長（木村得道君） 暫時休憩します。

午後1時54分休憩

午後1時55分開議

○委員長（木村得道君） 再開します。

○市民協働推進課長（小池博幸君） 先ほどちょっと答弁させていただきましたけれども、作成している主体がありますので、その主体が作り直さなきゃいけないと思っていますから、その辺、作成しているところに私どもから問い合わせ、今後そういう予定があるのかどうか確認していきたいと思っています。

○委員（飯塚誠君） ちょっとマイナンバーカードについてお尋ねをしたいというふうに思います。

実は今うちもそうなんです、母が例えばショートステイだとか、それから老健なんかに、あるいは保健施設にお世話になるとときには、必ずこれデイサービスもそうなんですけど、リュックのところに保険者証を入れてくださいと、預かっている期間。そうすると、病院や何かあった場合はそれを使いますからということになって。うちもマイナンバーカードを発行して、まだ保険証とひもづけ、本人嫌だって言うからしていないんですけど、例えばしたとするじゃないですか。そうすると、それ金融と例えばひもづけしてあった場合に、僕どうするんですかって話を聞いたんですよ。

そしたらね、うちではマイナンバーカードはお預かりできないと。弁護士等と相談して、やっぱり金融商品だから何かトラブルがあったときと。しからば、そういう施設、例えばデイサービスでもお泊まりのショートでもいいんですけど、ロングでもいいんですけど、なった場合、今どういう扱いをしているんですか。マイナンバーカードと保険者証とひもづけているところの施設は、預からないって言っているわけですよ、マイナンバーカード。どういう処置を取っているんでしょうか。

○市民課長（荒井康哲君） 確かに高齢者施設などでは、昨年度マイナンバーカードサポート申請ということで、幾つかの施設をお邪魔しましたが、施設のほうとすると、やっぱりマイナンバーカー

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ドは預かりたくないという意見のほうが多くて、昨年、それでも5施設、6施設ぐらいは何とかサポート申請はできたんですが、それ以外はそういった理由で、ちょっと待つてというようなことで少なかったです。

○委員（飯塚誠君） そうするとマイナンバーカードと保険者証をひもづけてない人は問題にならないから、今、市長言ったように資格証明書が来るから、それを預けちゃうと。自分が使うときはマイナンバーカード。問題はマイナンバーカードに、もうひもづけされちゃっている場合には、資格証はこっちから申し出ないと発行されないわけですね。違うの。自動的に発行されるの。

（「75以上は自動的に」と呼ぶ者あり）

○委員（飯塚誠君） それはひもづけていても。保険証とマイナンバーカード。

（「それは全員に送るから」と呼ぶ者あり）

○委員（飯塚誠君） ああ、そう。じゃ、それは答弁を。

（「ただ、所管が違う」と呼ぶ者あり）

○委員（飯塚誠君） そうね。だから、はい、分かった。

それだけ。分かる範囲で。

○市長（星野順一郎君） そちらのほうは今のところは、75歳を超えた高齢者については、後期のほうでマイナ保険証になっていたとしても、全員送付する形になっていますので、それを個人に持ってもらって、施設なり、病院なりという形を今取る方向に、もうなったか、これからなるのかという打合せをこの前した記憶がありますんで、そういう方向で今、75歳以上についてはという方向だというふうに理解してください。

○委員（飯塚誠君） 健康保険証は単体だと、これ所管外になってしまうので、あくまでマイナンバーカードと。趣旨はよく分かりました。

なんでそういう質問したかということ、私、面会に行ってたときに、ほかの御家族でもめてたんですよ。いや面倒くさいからマイナンバーカードをリュックに入れときますと。いや、預かれませんかみたいな、こんな押し問答があったから、どうしたんですかって言ったらそういう内容だった。

何が言いたいかというと、今のようマイナンバーカードと保険証のひもづけがされていても、75歳以上の高齢者は資格証が必ず行くということになれば、御家族はマイナンバーカードを持って、ひもづけてあるそれを管理すると。そして施設は、これは所管外だけでも、資格者証をお預けすれば済む話なんだけど。そこのところは、こういう所管が保険証じゃないので、マイナンバーカードなので、マイナンバーカードが発行されていて、保険者証とさらにひもづけてて、多分ね、施設側が嫌だって言っているのは、施設以外でもそうだろうけど、マイナンバーカードを預かるのは嫌だというのは、そこに口座が1口座ひもづけてあると後でややこしくなっちゃうと弁護士さんが言っているらしいんですよ。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

だからこれは別に、高齢者施設を今例に挙げたけど、そんなことはない。我々だって、例えば身分証でね、今までは保険者証だったら、じゃ、コピーをお預かりしましょうとか言っていたのが、マイナンバーカードそのものはまずいし、コピーもよくないと。それが派生してこれがみたいところで、例えばなんだけど、街金なんかでお金を貸しちゃうって、言い方が悪いけど、そういうところもあり得る話なので。

だからね、ひもづけてあるものについて預けることって、結構僕も思い起こせばあったと思うの。コピーでもそう。それに対する管理というものがどうなのかというのを、今は老人に関する保健施設やデイサービス1例挙げました。ちょっとそれ調べてもらってさ、金融機関等でもね。例えばそれどうすんのと。これから預かるのか預からないのか。そこはルール決めはちゃんとしないと、民間の企業も困ると思うんだよね。それは自由ですって言われちゃうと、そこがアタリ弁護士と相談してね、どうするかみたいな話では僕はないと思う。だって行政の財産だからそれはさ。行政のものじゃないですか、発行する。

だから、マイナンバーカードで、かつ健康保険証や金融機関の口座とひもづけられているものが、民間が扱う場合にどうすればいいかということのをちょっともう一回整理をしてね。ちょっとこれは別に政府が決めることで、我孫子市が単独でやっていることではないんだけど、一応そういう事例を集めてみてさ、何かトラブルはないだろうかと。全然大丈夫ですよということだったらよかったねって話で。いや、うちはこういうのに困ってます。例えばね、事例で言うと金融機関もそう、郵便局なんかもそう。例えば書留なんかのお金だとかさ、あるいは税務署からの還付金なんかが出たときに、コピーさせてくださいって、保険証を預かってと。マイナンバーカードの場合はどうなんだろうかと。

保険証は多分だけど、金融機関の口座とひもづけなんかないから、それは全然ウエルカムだったと思うんだけど、マイナンバーカードになると、確かにちょっとコピーとかお預けするということに対しても、確かにちょっと問題ありますねって、僕の弁護士は言っていました。

だから、そのこのところは、ただ企業の規定があって、その規定に基づいて多分処理するんだろうと。だけど、それを、じゃ企業の言いなりになって、そうですねって言うのも、ちょっと市としては浅はかなものなので、一応取決めをどうするのかと、そのひもづけてあるものについてね。ちょっと研究してみて。今どういう扱いをしているのか。そしてそこにおける課題は何なのかということ、マイナンバーカードのひもづけ状況と、どういう処理をしているかって、預かるということ。それをちょっと調べてもらえればと思います。

○市民課長（荒井康哲君）　ちょっとまだ今初めて聞いたところでしたので、いろいろ他市であったりとか、いろんな民間の企業であったりとか、どういった取扱いをしているかというようなところはちょっと確認をして研究していきたいなと思います。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員（飯塚誠君） さっきの介護施設でもそうなんだけど、その人たちが困っちゃうというのが一番、簡略化して利便性を求めた結果不便益になっているっていうのが一番困るので、そこはそこないようにしっかりと聞いていただきたいと思います。御答弁結構です。

○委員長（木村得道君） 暫時休憩します。

午後 2 時 0 3 分休憩

午後 2 時 0 3 分開議

○委員長（木村得道君） 再開します。

○委員（佐々木豊治君） 先ほど伺いましたんですけれども、避難場所の件でちょっとお願いがあるんですけれども。東小学校の西側の入り口が門扉になっているんですよね。それがふだん開かないんですね、土砂が埋まっちゃって。あれよく市民の皆さんから言われているんですけれども、話聞いていますか。

○委員長（木村得道君） 暫時休憩します。

午後 2 時 0 4 分休憩

午後 2 時 0 4 分開議

○委員長（木村得道君） 再開いたします。

○市民安全課長（寺田秀樹君） 今の質問につきましては聞いておりません。

○委員（佐々木豊治君） 行けば分かりますけれどもね。大人四、五人でも開かないんですよ、あれは。門扉でね、もう砂でね、もうかぶっちゃっているんです。

だから、せっかく避難所ということを設定しているんであれば、常日頃ちゃんと閉めたり開けたりできるようにしておかなきゃまずいんじゃないかと思うんですけれども。どうなんですか、その辺は。

○委員長（木村得道君） 暫時休憩します。

午後 2 時 0 5 分休憩

午後 2 時 0 6 分開議

○委員長（木村得道君） 再開します。

○市民安全課長（寺田秀樹君） 西側の門扉のほうなんですけれども、教育委員会のほうと確認して、東小学校は避難所になっていますので、確認をして、開かないようであれば掃除するとか、そういったところでちょっと確認させていただきます。

○委員（佐々木豊治君） 開かないだろうってことはないけど、もう開かないんですよ、これは。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

だからきちんと管理する意味では、要請してくださいよ、ちゃんと開くように。でないと避難所の役に立ちませんから。

○委員長（木村得道君） 暫時休憩します。

午後 2 時 0 7 分休憩

午後 2 時 0 8 分開議

○委員長（木村得道君） 再開します。

○市民安全課長（寺田秀樹君） 改めてなんですけど、教育委員会に確認して、開くような形で、確認しますので、よろしくお願いします。

○委員長（木村得道君） 暫時休憩します。

午後 2 時 0 9 分休憩

午後 2 時 1 0 分開議

○委員長（木村得道君） 再開します。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないようですので、所管事項に対する質問を打ち切ります。

以上で本委員会を散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2 時 1 1 分散会